

5. 文教大学父母と教職員の会学生生活援助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、本会規約第5条第2号に基づき、経済的な理由等によって勉学を続けることが著しく困難な学生への支援を目的として、支援に必要な事項を定める。

(援助金)

第2条 前条の目的を達成するため、学生生活援助金（以下「生活援助金」という。）を設ける。

(資格)

第3条 生活援助金を支給される者は、正会員の子で、正会員または保証人の死亡、傷病、失業もしくは罹災等の突発的な事由により学生生活を維持することが困難となった学生とする。

2 該当年度の4月30日までに会費を納入または事由発生時の前日までに該当年度の会費を納入した正会員の子が支給の資格を有する。

(申請事務)

第4条 生活援助金の申請事務は、文教大学（以下「大学」という。）にこれを委嘱する。

2 大学は、前条による資格を持つ学生から申請のあったときは、必要な申請書類及び証明書類に基づき審査を行い、結果を本会へ報告するものとする。

(生活援助金の額)

第5条 生活援助金は、授業料の一部に相当する金額とする。

(審議)

第6条 生活援助金の支給の可否及び金額は、大学からの報告に基づき、三役会で審議のうえ、会長がこれを決定する。

2 会長は、前項による審議を行ったときは、速やかに運営委員会に結果を報告するものとする。

(支給方法)

第7条 前条第1項により決定した援助金は、本会から学生に直接支給する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、会長が決定する。

附 則

この規定は、昭和63年7月16日から施行する。

この規定は、平成7年4月22日から施行する。

この規定は、平成19年1月13日から施行する。

この規定は、平成28年9月10日から施行する。